

令和6年7月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和6年7月19日(金) 午前8時57分～9時50分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番 松浦 雄一	2番 石井 淑雄
3番 吉田 宏明	4番 原 武信
5番 山下 祝	6番 本条 仁史
7番 木下 得代	9番 大原 眞路(会長)
10番 土井 正幸	10番 土井 正幸
11番 高市 佳和	13番 宮本 賢一
14番 藤川 一雄	15番 梶野 和幸(会長職務代理)
16番 山下 恵	17番 富木田 好正
18番 三木 洋一	

欠席委員

12番 山本 茂

傍聴推進委員

7番 濱崎 郷廣

農業委員会事務局出席者

事務局長	福家 浩文
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	山崎 貴士
事務局書記	藪本 由奈

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	11件	田 畑	5,100.3 5,343	m ² m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	件	田 畑		m ² m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	7件	田 畑	2,632 1,459	m ² m ²
第4号議案	非農地証明願	6件	田 畑	3,957 2,712	m ² m ²
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第6号議案	農用地利用集積計画書	30件	田 畑	57,476 2,995	m ² m ²
第7号議案	農地法第5条の規定による許可後の事業計画 変更申請	1件		339	m ²
第8号議案	農業経営改善計画認定申請	7件			
報告第1号	合意解約	9件	田 畑	12,696 3,100	m ² m ²

令和6年7月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今より7月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで 合計62件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中17名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。なお、山本委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。また、傍聴人の方が1名おられますことも併せてご報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により梶野会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

(挨拶)

会長職務代理

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を10番 土井委員さんと 11番 高市委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、3番 吉田委員さん、4番 原委員さん、5番 山下委員さんと私で、7月18日(木)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」11件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案農地法第3条許可申請についてご説明いたします。

始めに今回の3条申請11件は、すべて所有権移転によるものとなっておりますことをご報告いたします。それでは、

1番、・・・、面積104㎡。【議案読み上げ】

契約内容 無償での譲渡としての申請

申請理由 家庭菜園としての取得

受人反別 0㎡

取得後の営農計画 果樹の自家消費

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 耕耘機、草刈り機、トラックが各1台。

農作業歴 10年、年間の農業従事日数 150日、通作距離 車で10分

2番、・・・、面積1,090㎡外2筆 計2,264㎡。【議案読み上げ】

契約内容 無償での譲渡としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 50,911 m²

取得後の営農計画 レモンの販売及び自家消費

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラックが4台、トラクター、耕耘機が各3台、
コンバイン、ユンボが各1台。

農作業歴 36年、年間の農業従事日数 300日、通作距離 車で3分

3番、・・・、面積1,358 m²外1筆 計2,290 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 84,838 m²

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、耕耘機が各10台、トラックが20台、
農舎が1,000 m²。

農作業歴 15年、年間の農業従事日数 300日、通作距離 車で5分

4番、・・・、面積142 m²外1筆 計158 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 77,002 m²

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、耕耘機、トラックが各10台、農舎が700 m²。

年間の農業従事日数 300日、通作距離 徒歩1分圏内

5番、・・・、面積59 m²外2筆 計1,325 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 48,874.29 m²

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、耕耘機が各3台、トラック5台、農舎が500 m²。

農作業歴は20年、年間の農業従事日数 300日、通作距離 車で5分

6番、・・・、面積428 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 家庭菜園としての取得

受人反別 0 m²

取得後の営農計画 野菜の自家消費

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 なし。

農作業歴は 10 年、年間の農業従事日数 150 日、通作距離 徒歩 1 分圏内

7 番、・・・、面積 1,041 m²。【議案読み上げ】

契約内容 無償での譲渡としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 3,546 m²

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター7台、耕耘機5台、田植機1台、トラック6台。

農作業歴は 17 年、年間の農業従事日数 300 日、通作距離 車で 5 分

8 番、・・・、面積 195 m²。【議案読み上げ】

契約内容 無償での譲渡としての申請

申請理由 家庭菜園としての取得

受人反別 0 m²

取得後の営農計画 野菜の自家消費

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 なし。

農作業歴は 0 年、年間の農業従事日数 150 日、通作距離 車で 5 分

9 番と 10 番は譲受人が同じのため、まとめてご説明いたします。

9 番、・・・、面積 439 m²。【議案読み上げ】

10 番、・・・、面積 191 m²外 3 筆 計 2,157 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有無償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 6,046 m²

取得後の営農計画 果物の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、耕耘機、草刈り機、トラックが各 1 台。

農作業歴は 2 年、年間の農業従事日数 150 日、通作距離 車で 15 分

11 番、・・・、面積 3.3 m²外 1 筆 計 42.3 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 家庭菜園としての取得

受人反別 1,145 m²

取得後の営農計画 野菜の自家消費

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 なし。

農作業歴は 20 年、年間の農業従事日数 150 日、通作距離 徒歩 1 分圏内

本日の案件 11 件につきまして譲受人については、経営地がすべて適正に管理されていること、農作業に常時従事していること、労働力・通作距離・農機具の所有状況

から耕作可能と判断できること、周辺地域への影響がないことなど、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」11件のうち、2番については吉田委員さんが、3番については木下委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

それでは、2番について審議を行いますので、吉田委員さんには退室をお願いいたします。

(吉田委員 退室)

2番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

藤川委員

9・10番について、譲受人は水道関係の仕事をされていたと思うんですけど、山にはりんごがいっぱい生えていて、きちんと果物植えてくれるかどうか気になっているんですけど。

事務局長補佐

ご指摘の案件ですが、ちょうど先日整地というか舗装されているというお話で、手続きのことで相談に来られました。近いうちに農地改良なりの手続きが出てくると思われまます。

会長職務代理

2番について、ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

(吉田委員 入室)

会長職務代理

続いて、3番について審議を行いますので、木下委員さんには退室をお願いいたします。

(木下委員 退室)

3番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

(木下委員 入室)

会長職務代理

続いて、1 番及び 4 番から 11 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」11 件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」7 件を議題に供しますが、1 番については、第 7 号議案「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請」と関連しておりますので、1 番と計画変更を審議したのちに、2 番から 7 番の審議を進めます。それでは、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」1 番および関連する第 7 号議案「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請」1 件を合わせて議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」1 番と関連する第 7 号議案「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 48 m²。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 貸資材置場

申請理由

譲受人は、土木工事を行う法人の代表をしており、事業拡大に伴い資材置場が必要となり、申請地の隣で転用許可を受けて、現在造成中です。資材の増加により事業区域を拡大するため、隣の土地所有者と交渉したところ、話がまとまり、代表者自身が取得して経営する会社に貸し付ける計画での申請にいたしました。

農地の区分

都市計画法により用途が第 1 種住居地域と定められている第 3 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水はため柵を設置して市道の側溝に排水。汚水の発生はありません。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。境界には新しく擁壁を設置します。

続きまして、関連する第 7 号議案 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更について説明します。議案書の 13 ページをご覧ください。

1 番、・・・、面積 238 m²外 2 筆 計 339 m²。【議案読み上げ】

先ほどの 3 号議案 1 番が事業区域に追加されます。

転用目的 貸資材置場

申請理由

先ほど申し上げましたが、転用事業者は、土木工事業を行っており、想定よりコンクリート用資材の置場が必要となり、令和 6 年 5 月 20 日に許可を受けた事業計画の変更に至りました。また、事業計画変更後の農地転用面積は、339 m²になります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

続いて、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」2 番から 7 番を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」の 2 番から 7 番についてご説明いたします。

2 番、・・・、面積 1,750 m²。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 共同住宅

申請理由

申請人は、不動産業を行っており経営のリスク分散として、共同住宅の経営を計画しております。需要の見込みがある地域で土地を探していたところ、申請地は、幹線道路にも近くて周辺環境も良いため、入居が見込めると判断。所有者と交渉したところ、話がまとまり申請にいたしました。

農地の区分

都市計画により、用途が「第 2 種中高層住居専用地域」と定められている第 3 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、隣接農地はありません。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水枡を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、隣接する南側水路へ放流します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行い、境界にはコンクリート擁壁を新たに設置します。1,000 m²を超えていますので、開発許可の協議も進めております。

3 番、・・・、面積 689 ㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 あり

転用目的 住宅

申請理由

申請人は、現在、実家近くのアパートに居住しています。子供が二人になり手狭になってきたので、住宅建築を検討したところ、申請地は、祖父が所有しており実家の隣でもあるため、話がまとまり申請にいたりしました。

農地の区分

都市計画により、用途が「第 2 種中高層住居専用地域」と定められている第 3 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われまます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水はため柵を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、東側水路へ放流します。造成は、所有者が昭和 61 年頃より事業用車庫を建築しており造成済です。今回、その車庫を撤去して転用申請を行うことにより、無断転用の解消が図られ、始末書の提出もあります。

4 番、・・・、面積 89 ㎡外 2 筆 計 310 ㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 あり

転用目的 事務所、工場

申請理由

申請人は、申請地で鉄工所を経営しています。現土地所有者の父が、平成 2 年に鉄工所を創業した際に、自己所有地に関連施設を建築して鉄工所として使用してきました。相続が発生して、許可を得ていないことが判明したため、現在は夫が代表取締役として引き継いだ鉄工所を転用事業者として申請することにより、無断転用を解消するものです。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われまます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水はため柵を設置、隣接する道路側溝へ放流します。造成済のため、始末書の提出もあります。

5 番、・・・、面積 46 ㎡外 1 筆 計 195 ㎡。【議案読み上げ】

申請者 市内に居住している方

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由

申請人は、現在、申請地近くの妻の実家に居住しています。子供の成長に伴い手狭になり住宅建築を検討していました。申請地は、現在の所有者の父が平成2年に住宅を建てるために、5条許可を受けましたが、建築までには至らず相続も発生しており、処分を検討していた土地所有者との話がまとまり、今回新規の転用申請となりました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水はため柵を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、隣接する市道内の排水管へ放流します。造成は、以前の転用許可により造成済であり、コンクリート擁壁を設置済です。

6番、・・・、面積 524 m²。【議案読み上げ】

無断転用の有無 あり

転用目的 住宅

申請理由

申請人は、現在、申請地隣りの実家で祖母と同居しております。子供が生まれることになり手狭となるため、住宅建築を検討したところ、実家の管理や祖母の介護等を考慮して、祖母が所有する土地で話がまとまり申請にいたしました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水はため柵を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、南側水路へ放流します。造成は、令和2年頃より宅地の一部として造成済のため始末書の提出もあります。

7番、・・・、面積 575 m²。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由

申請人は、全国的に太陽光発電事業を行っており、事業拡大のため発電用地を計画したところ、農地管理に苦慮している譲渡人と話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

この申請は、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取る固定価格買取制

度（FIT 制度）ではありません。しかし、四国電力の送電網を利用して電気事業者へ売電する方法になっております。また、先日、非農地の申請を出したんですが、不許可した案件となっております。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」7 件および第 7 号議案「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請」1 件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第 4 号議案「非農地証明願」6 件を議題に供します。

なお、第 4 号議案の 1 番から 6 番については現地調査を実施しておりますので、3 番 吉田委員さん、4 番 原委員さん、5 番 山下委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

吉田委員 それでは、第 4 号議案「非農地証明願」1 番と 2 番の現地調査報告をさせていただきます。

1 番、・・・、面積 392 m²。【議案読み上げ】

申請理由

農地法施行前、昭和 27 年より住宅を構えて居住し、宅地として利用していたためです。

2 番、・・・、面積 479 m²。【議案読み上げ】

申請理由

農地法施行前から住宅を構えて居住し、宅地として利用していたためです。
大正時代の固定資産税の証明の提出がありました。

以上です。

原委員 それでは、3 番、4 番についてご報告いたします。

3 番、・・・、面積 135 m²外 3 筆 計 2,808 m²。【議案読み上げ】

申請理由

平成 7 年ごろから耕作をしなくなり、山林化し現在に至ったためです。

4番、・・・、面積171㎡外1筆 計240㎡。【議案読み上げ】

申請理由

昭和40年ごろから耕作をしなくなり、山林化し現在に至ったためです。
親戚へ譲る予定と聞いております。

以上です。

山下（祝）委員

5番、・・・、面積400㎡外6筆 計2,727㎡。【議案読み上げ】

申請理由

平成5年ごろから耕作をしなくなり、山林化し現在に至ったためです。

6番、・・・、面積23㎡。【議案読み上げ】

申請理由

農業用の水路として利用しているためです。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま吉田委員さん、原委員さん、山下委員さんより現地調査の報告がございましたが、事務局の補足説明を求めます。

事務局書記

それでは、事務局の方から補足説明をさせていただきます。

まず、1番2番において申請理由で挙げられた「農地法施行前から宅地として利用していたため」についてです。農地法施行前である昭和27年以前に農地以外の用途として利用されている農地に関しましては、非農地証明が可能になります。

1番から順に補足説明をしていきます。

1番につきましては、根拠資料として昭和22年に撮影された航空写真と戸籍の附票が提出されました。戸籍の附票から以前の所有者の方が昭和22年より申請地を住所として定めていたことがわかりました。

続いて2番についてです。こちらは固定資産税の納税通知書の写しが根拠資料として提出されました。税務課に照会を行ったところ、大正時代から住宅を構え宅地として利用していたことがわかりました。

続いて3番についてです。以前の所有者が亡くなってから、諸事情により相続ができずにいましたが、この度申請地及びその他の土地について譲受人が現れ、相続についても話がまとまったため、非農地証明する申請に至りました。

4番についてです。申請者は現在市外に住んでいることもあり、申請地を申請地近くにいる親戚に譲ろうと考えておりました。現況から3条申請の許可見込みがないた

め、今回非農地証明の申請をするに至りました。

続いて、5番についてです。申請者は農地を手放したいと考えていたところ、現況が農地のまま手放すことは難しいため、いったん非農地証明をすることということで申請に至りました。

最後に6番についてです。申請者は周辺の農地を含め売却を考え動いたところ、申請地は、現在水路として利用しておりますが、地目が田であったことがわかり申請に至りました。

以上のことから1番、2番については「農地法の施行前から引き続き非農地であったもの」に該当、3から5番については「農地法に基づく調査において再生利用が困難な農地と認められる場合」に該当、6番については「農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設の用に供する場合」に該当するため問題ないと判断しております。

よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

吉田委員さん、原委員さん、山下委員さんおよび事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」6件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

本条委員

1番・2番について、70年も経って、今になって非農地証明を申請したのは何か理由があるんですか。

事務局書記

1番は細かい理由まで聞き取りまでしていませんが、2番につきましては所有者のかたが施設に入るような現状でして、娘さんの方から資産の整理をする際に、この農地が残っているということで、売却するにあたっては農地のまま3条申請は不可能なのでいったん農地以外のものに地目を変えて、今後整理していくという話を伺っております。

本条委員

登記されると雑種地とか宅地とか、そういう手続きをされるんですか。

事務局書記

最終的に申請者にさせていただくようになるんですけども、登記することになれば地目は法務局の判断になるので、何になるかはわかりませんが少なくとも農地以外のものになるとおられます。

本条委員

わかりました。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 4 号議案「非農地証明願」 6 件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」30 件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは第 6 号議案「農用地利用集積計画書」30 件についてご説明いたします。
(資料訂正)
今月は新規に農地の貸借をする案件が 9 件、更新が 15 件、再設定が 6 件で、そのうち農地機構を通じた貸借が 24 件となっております。

以上、農用地利用集積計画書 30 件は、いずれも農地をすべて効率的に利用していると認められること、農作業に常時従事していると認められることなど旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」30 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」30 件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

事務局長 続きまして今月は農政部門の議案が 7 件出ております。
第 8 号議案、「農業経営改善計画認定申請」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

それではご説明申し上げます。農業経営改善計画の認定申請につきましては、今回 7 件提出されております。新規 3 件、更新 4 件の申請でございます。この改善計画につきましては、中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されておまして、今月の坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において承認の予定でございます。農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。

申請の概要につきましては 14 から 16 ページにまとめております。17 ページから 38 ページまでが申請書の写しとなっております。

それでは 14・15・16 ページの概要の部分を中心にご説明させていただきます。

1 番、・・・【議案読み上げ】

営農類型 果樹

改善の概要・目標 （議案書のとおり）

備考 新規

2 番、・・・【議案読み上げ】

営農類型 養蜂

改善の概要・目標 養蜂 現状 60 群、目標 120 群 （外議案書のとおり）

この群という単位を養蜂の箱 1 箱とお考えいただければと思います。

備考 新規

3 番、・・・【議案読み上げ】

営農類型 露地野菜、施設野菜

改善の概要・目標 （議案書のとおり）

施設アスパラを順次、更新を行い、収容の増加をはかる予定でございます。試験的に露地アスパラ等を栽培しており、うまくいけば面積を増やしていくというお考えがあるようです。

4 番、・・・【議案読み上げ】

営農類型 露地野菜、施設野菜、果樹

改善の概要・目標 （議案書のとおり）

5 番、・・・【議案読み上げ】

営農類型 露地野菜

改善の概要・目標 （議案書のとおり）

6 番、・・・【議案読み上げ】

営農類型 稲作、麦類、施設野菜

改善の概要・目標 （議案書のとおり）

減価償却費が多かったため、所得の部分につきましては低くなっておりますが、償却期間が終わればその分所得も増加するであろうとの見込みでございます。

7 番、・・・【議案読み上げ】

営農類型 稲作、麦類、露地野菜、施設野菜

改善の概要・目標 （議案書のとおり）

経営面積の増加、収容増加をめざしており、それに伴い所得も増加するであろうとの見込みでございます。

以上 7 件の申請でございます。よろしくご審議お願いいたします。

について、なにかご意見・ご質問ございませんか。

宮本委員

更新というのは何年間か年数で決まりがあるのか、どういう形で更新があるんですか。

事務局長

約5年と聞いております。

(委員による意見・質問)

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第8号議案「農業経営改善計画認定申請」7件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思います。

以上で、本日の農地法等許可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」9件についてです。
事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」9件についてご説明いたします。

1番と2番は貸付人が同じのため、まとめてご説明いたします。

1番、・・・、1,279㎡外1筆 計2,244㎡。【議案読み上げ】

2番、・・・、753㎡外1筆 計1,969㎡。【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 賃借権の解消

3番、・・・、面積1,051㎡のうち981㎡。【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 賃借権の解消

4番、・・・、面積1,090㎡外1筆 計2,050㎡。【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 使用貸借権の解消 第1号議案2番関連

5番、・・・、面積932㎡外2筆 計2,942㎡。【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 賃借権の解消 第1号議案第3番関連

6番、・・・、面積655㎡外4筆 計1,750㎡。【議案読み上げ】

解約理由 高屋町の3筆が契約内容の変更、大屋富町の2筆が売買目的

契約内容の変更といたしましては、使用貸借権から賃借権への変更となっております。(第6号議案24番)

備考 利用権 使用貸借権の解消 第1号議案第4番関連

7番、・・・、面積1,041㎡。【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 賃借権の解消 第1号議案7番関連

8番、・・・、面積1,312㎡外1筆 計2,220㎡。【議案読み上げ】

解約理由 耕作者変更

備考 利用権 使用貸借権の解消

9番、・・・、面積62㎡外3筆 計599㎡。【議案読み上げ】

解約理由 耕作者変更

備考 利用権 使用貸借権の解消

以上、農地法第18条 合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」9件について、なにかご質問はありませんか。

(委員による確認)

各委員

【なし】の声あり

会長職務代理

特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」9件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

(事務局からの連絡事項等)

それでは、これもちまして7月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時50分終了